

## 1. コンサルティングフィ

- ## 2. 返金規定

- ## 2. 返還額

※上記要領に従い算定された返金額には別途消費税がかかります。

- なお、乙は本業務による雇用契約の成立を保証するものではなく、当該応募者が入社（入職）辞退した場合でも、乙は甲に対し一切の責任、補償等は負わないものとする。

乙は、甲に対して、応募者の就業開始を確認後、速やかに第 1 項又は前項に定めるコンサルティングフィを請求し、甲は、当該応募者が就業を開始した日の属する月の翌月末（当該末日が金融機関の非営業日である場合は直前の営業日）までに、請求されたコンサルティングフィおよびその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振り込み送金する方法により支払うものとする。

また、乙は前項に基づきコンサルティングフィの一部を甲に返金する場合には、乙が前項の甲の求めに理由があると判断した日が属する月の翌月末日（当該末日が金融機関の休業日である場合は直前の営業日）までに、返還を請求されたコンサルティングフィおよびその消費税相当額を甲の指定する金融機関口座に振り込み送金する。 する方法により支払うものとする。